

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年10月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(有)東九	塩月 優三	佐伯市蒲江大字畠野浦1628-2	大分県知事許可(般-3)第4358号	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和7年10月14日
(株)SPカンパニー	今山 沙織	佐伯市鶴岡町3-5-2	大分県知事許可(般-4)第14901号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業	令和7年10月15日
(有)金池木工製作所	橋本 哲也	大分市大字下郡3483-7	大分県知事許可(般-4)第3425号	内装仕上工事業	令和7年10月21日
(株)金碇組	金碇 長一郎	佐伯市米水津大字色利浦344	大分県知事許可(般-4)第4135号	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和7年10月27日
(株)中野組	中野 和子	日田市下井手町90-1	大分県知事許可(特-3)第2235号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、解体工事業	令和7年10月31日
(一部廃業)					
(有)工藤商店	工藤 榮一	竹田市久住町大字久住6186-1	大分県知事許可(般-4)第6706号	電気工事業	令和7年10月16日
(株)ゴダイ	佐々木幸代	佐伯市弥生大字井崎1870-6	大分県知事許可(般-6)第12901号	塗装工事業	令和7年10月17日

(株)創輝	宇留嶋 武	宇佐市大字中原186-2	大分県知事許可 (般-6)第13703号	建築工事業、造園工事業	令和7年10月31日
-------	-------	--------------	-------------------------	-------------	------------